

東京弁護士会紛争解決センター利用者（関係者）の皆様へ

東京 弁 護 士 会

個人情報（事件記録等）のお取り扱いについて

当会は、当会が運営する紛争解決センターのあっせん手続・仲裁手続において、「当会が取得した当事者等（申立人、相手方、代理人等を含みます）の個人情報が記載されている事件記録・資料（以下まとめて「事件記録等」と呼びます）」について、以下の基準により、提供・開示する取扱をしております。当会紛争解決センターにおける和解あっせん手続・仲裁手続をご利用いただくにあたり、予めご同意くださいますようお願い申し上げます。

1 次の表の左欄に掲げる者は、紛争解決センターに対し、それぞれ同表の右欄に記載されている範囲内で事件記録の閲覧又は謄写を求めることができます。

仲裁手続及び 和解あっせん 手続の当事者	(1) 仲裁判断書、和解契約書等の手続終結にかかる書面 (2) 自らが提出した主張書面及び証拠 (3) 【仲裁手続の場合】当事者双方の提出した主張書面・証拠、仲裁廷の決定の基礎となる鑑定人の報告・その他資料 (4) 【和解あっせん手続の場合】相手方当事者が提出した主張書面及び証拠のうち、相手方の同意を得たもの（相手方の同意を一部分のみ得た場合はその範囲） (5) 期日調書（「期日の概要」又は「手続の概要」部分を除く。）
仲裁手続及び 和解あっせん 手続の 利害関係の ある第三者	(1) 仲裁判断書、和解契約書等の手続終結にかかる書面、当事者の主張書面・証拠のうち、全当事者の同意を得たもの（全当事者の同意を一部分のみ得た場合はその範囲） (2) 期日調書（「期日の概要」又は「手続の概要」部分を除く。）のうち、全当事者の同意を得た上で、仲裁センターが開示を相当と認めるもの（開示を相当と認めるのが一部分のみである場合はその範囲）

2. 以下の事件記録等は開示しません。

① あっせん人・仲裁人が作成した期日調書のうち「期日の概要」又は「手続の概要」の部分、その他のメモ

② あっせん人・仲裁人が独自に収集した資料 ③ 当会紛争解決センターが作成した手続書類

3. 進行中の事件について、和解あっせん・仲裁申立事件の適正な解決のため、第三者に対する照会・調査依頼等が必要な場合は、両当事者の同意を得て当該第三者に事件記録等を提供することがあります。

4. 令状に基づく搜索差押、裁判所による文書提出命令、弁護士法23条の2による照会等がされた場合であって開示すべき法的義務があるときは、事件記録を開示する場合があります。

5. 当会が、当会紛争解決センターを利用する紛争解決について、協定を締結している団体を経由して為された和解あっせん申立て・仲裁申立ての場合、当会が同団体に対して、手数料請求及び終了連絡等をするために、当事者等の氏名、住所、電話番号、事件番号及び事件名を開示します。

6. あっせん・仲裁制度の改善、研修、広報およびこれに準じる公益目的のため、事件を当事者が特定されないように匿名化したうえで、その目的に相応した方法で開示する場合があります。

上記の個人情報の取扱いについて確認し同意します。

年 月 日

氏名

印